

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	子育て世帯等臨時特別給付金ファイル	
市の機関の名称	延岡市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部 福祉給付対策室	
個人情報ファイルの利用目的	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について、給付対象者の記録及び管理のため 根拠法令 ・ 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 ・ 内閣府政策統括官（経済財政運営担当）発 令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領 ・ 令和3年度延岡市子育て世帯への臨時特別給付（先行給付）支給事業実施要綱 ・ 令和3年度延岡市子育て世帯への臨時特別給付（追加給付金）支給事業実施要綱	
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4生年月日、5住民区分、6続柄、7住民コード、8世帯コード、9申請情報、10支給口座、11支給決定情報、12所得状況、13税法上の扶養人数、14児童手当受給基準限度額、15郵便物送付先情報、16給付金額	
記録範囲	・ 令和3年9月分児童手当受給者及び児童手当支給対象となる児童 ・ 平成15年4月2日から平成18年4月1日に生まれた児童及び児童手当受給者もしくは保護者 ・ 令和3年9月1日から令和4年3月31日に生まれた新生児で児童手当支給対象となる児童及び児童手当の受給者	
記録情報の収集方法	市の機関内（総務部市民税課、市民環境部市民課、健康福祉部おやこ福祉保健課）からの提供、本人の申告、本人及び他市町村への調査・確認、県からの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☐ 含む ☒ 含まない	
記録情報の経常的提供先	☐ 有 () ☒ 無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 延岡市 総務部 総務課 (所在地) 〒882-8686 宮崎県延岡市東本小路2番地1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニユアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
備 考		